

環境だより

豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造するまち 津

令和6年3月16日発行

令和6年 第1号

環境政策課

TEL 229-3139 FAX 229-3354



5月1日からごみの排出方法が変わります

市民の利便性向上や安定したごみ処理のため、5月1日(水)からごみの排出方法が以下のとおり変わります。また、5月1日から各ごみの収集日が変更となる地域があります。詳しくは家庭ごみ収集カレンダーをご覧ください。

① 金属と燃やせないごみ(不燃)は 同じ日に収集します

金属・不燃
(月2回)



金属と不燃を同じ袋に入れて出すことができます。

② スプレー缶は全て「危険ごみ」の日に出してください(金属では出せません)



※穴を開ける必要はありません。
※中身はなるべく使い切ってください。
※5月1日からは市内のエコ・ステーション(西部クリーンセンターを除く)でも回収を行います。
※他の危険ごみと混ぜずに出してください。

③ 石、砂、土は家庭ごみ一時集積所に出せません



エコ・ステーション
または津市リサイクルセンターへ搬入

※一人で持てる状態にして、市内のエコ・ステーションに搬入してください。エコ・ステーションに搬入できるのは、1日に一度、重量20kg以内(土のう袋2袋目安)までです。重量20kgを超えて(土のう袋3袋以上目安)排出する場合は津市リサイクルセンターへ搬入してください。津市リサイクルセンターへの自己搬入は重量により施設使用料がかかる場合があります。
※レンガやコンクリートブロックは不燃として出せます。

④ ソファ、マットレスは大きさによって排出方法が変わります

ソファの排出方法



スプリングなしの場合

- 1m以上のもの
- 1m未満のもの

▶ 津市リサイクルセンターへ自己搬入
▶ 燃やせるごみ(可燃)

スプリングありの場合

- 3人掛けよりも大きいもの
- 3人掛け以下のもの

▶ 津市リサイクルセンターへ自己搬入
▶ 金属・不燃

マットレスの排出方法



スプリングの有無に関わらず

- ダブルサイズよりも大きいもの
- ダブルサイズ以下のもの

▶ 津市リサイクルセンターへ自己搬入
▶ 金属・不燃

※ただし、ウレタンマットレスなどスプリングが含まれておらず、1m未満にできる場合は「燃やせるごみ(可燃)」の日に出してください。

※津市リサイクルセンターへの自己搬入は重量により施設使用料がかかる場合があります。

⑤ 木材、丸太・切り株は大きさによって排出方法が変わります(分解・解体した木製家具含む)



- 太さ5cm未満で長さ1m未満
- 太さ5cm未満で長さ1m以上3m未満
- 太さ5cm以上10cm未満で長さ1m未満
- 上記以外

▶ 燃やせるごみ(可燃)
▶ 金属・不燃
▶ 金属・不燃
▶ 津市リサイクルセンターへ自己搬入

※ただし、太さ40cm以上または長さ3m以上のものは搬入できません。